

令和8年7月8日

保護者 様

船橋市立宮本小学校
校長 筒井 浩美

ハラスメント等に関する調査のお願い

日頃より本校の教育活動にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

千葉県教育委員会よりハラスメント等に関する実態調査の実施について、依頼がありました。下記のとおり、実施いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

- 1 配付物（7月10日までに各学年の日程で児童に配付します）
 - ・ハラスメント等に関する調査（裏面に説明文を記載）
 - ・学校のルール説明文及び相談先リスト（両面）
 - ・学校名の入った封筒
- 2 実施方法
 - （1）児童がハラスメント等に関する調査を記入する。
 - （2）保護者がハラスメント等に関する調査の内容を確認する。
 - （3）配付された封筒にハラスメント等に関する調査用紙を入れ、封をして学校に提出する。
 - ※提出されたハラスメント等に関する調査は、担任は開封せず、管理職が開封し、内容を確認します。封筒に記名等をする必要はありません。
- 3 学校への提出期限
令和8年7月17日（金）
 - ※今回の調査の提出先は学校のみとなります。
 - ※必要に応じて、夏季休業中に管理職から連絡させていただくことがあります。

千葉県教育委員会は児童生徒性暴力等を許しません



児童生徒性暴力等を「入り口」の段階で防止するため、
教職員と児童生徒のSNS・メールは「禁止」されます。＊「管理職の許可があるとき」のみ許されます。
自家用車の同乗も禁止されています。

多くの児童生徒性暴力事案でSNSが“入り口”になっています

実際の事案をもとに一般化した例です。
連絡したこと・返信したこと、お子さまの落ち度は一切ありません。

① 何気ないきっかけから

- ・部活動の連絡でアカウントを知る
- ・卒業式で連絡先を交換する
- ・授業のタブレット・アプリで2人だけのやり取りする
- ・公開されているSNSアカウントでやりとりがはじまる



② 急速に親しく

- ・2人だけのひんばんなやり取り
- ・「秘密」「ここだけ」と特別扱いされる
- ・内容がエスカレート



③ 二人だけで会う関係に

- ・2人で遊びに行く
- ・泊まりがけで出かける
- ・キスや性的な関係に至ることもあります

過去の複数の事案をもとにした例です。千葉県教育委員会は、このような事案の発生を防止するため、SNSの禁止をはじめとした施策を実行していきます。

例 些細なきっかけで担任する女子生徒とSNSでつながる。やり取りを繰り返すことで、恋愛感情を持たせ、校外で会って性的な接触をする。擬似的な恋愛関係を築くものです。

例 学校で配布しているタブレットを使用して児童と秘密のやり取りをする。児童に好意を持たせ、抱きしめるなどの身体接触を繰り返す。特別扱い等のグルーミング（手懐け行為）で児童を操るものです。

対策 スマートフォンによるSNSだけではなく、許可を受けて学校で使用されているタブレットであっても、私的なやり取りは禁止されています。
SNS等の禁止を徹底して、密接な関係が生まれないようにします。

例 もっともらしい理由で、物置として使われている部屋に低学年の児童を誘い込み、教員を信頼していることや性的な知識の乏しさにつけこんで、わいせつな行為をする。

例 校内における盗撮。こどもが更衣をしている部屋、部室、自身の靴などに盗撮用のカメラやスマートフォンを仕込んで盗撮をする。

対策 **死角の点検・施錠の徹底等により**、死角での事案や盗撮を防止します。また、このような事案が発生していることをご家庭と共有することは、防止につながるものと考えています。

ご家庭で気づき、受けとめるために

小さな「いつもと違う」に気づけるのはご家庭です。

こんなサインに気をつけてください

- ・特定の先生の話話を、急に増やす／逆に避ける。
- ・スマートフォンやSNSのやりとりを隠す。
- ・夜や休日の連絡、外出が増える。
- ・暗い・ふさぎ込む・眠れない、が続く。
- ・「秘密」「言わない約束」と口をつぐむ。
- ・登校をしるる、特定の場面を避ける。
- ・予定が急に増える、内容が不自然。

※お子さまを問いただすリストではありません。
不安がある場合には以下の窓口にご相談ください。

言えないのは“お子さまのせい”ではありません

- ・「先生に逆らえない」「成績に響くかも」と不安。
- ・「君が悪い」「二人の秘密」と思い込まれる。
- ・相手を「特別な人」と感じて混乱する。
- ・「大ごとになる」「心配をかける」と気を遣う。
- ・被害であること自体に気付いていない。

もし打ち明けられたら

- ・まず「話してくれてありがとう」「あなたは悪くない」と伝えてください。自身を責めるお子さまが非常に多いです。
- ・詳細は聴き出さず、まずは相談してください。
- ・何度も聞かれると、記憶が塗り替えられるおそれがあり、正確な事実を把握できないことがあります。

相談窓口

- ・ご家庭で抱え込まず相談を。思いすごしでも責めません。
- 千葉県子どもと親のサポートセンター **0120-415-446**
- 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター **#8891**
- 警察相談専用電話 **#9110**
- 学校（担任・養護教諭・校長・教頭）
- わいせつ・セクハラ相談窓口（千葉県教育委員会）



児童生徒性暴力等とは 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律

- ・性交等、わいせつな行為、盗撮、児童ポルノ、悪質なセクハラ
- ・性的な部位、その他の身体の一部への身体接触
(ただし、心身に有害な影響を与え、かつ、著しく羞恥させ・不安を覚えさせるようなもの)
- ・ポイント
同意があっても、犯罪でなくとも、児童生徒性暴力等に含まれます。
プライベートゾーンへの接触、キス、抱きしめる行為の一部等も、児童生徒性暴力等に含まれます。

ひとりで悩まないでください。「いつもと違う」と感じたら、いつでも学校や相談窓口へ。